

# 第8回 壬生町農業委員会総会 次第

令和3年2月19日（金）【午前10時00分開会】

1. 開催日時 令和3年2月19日（金）午前10時00分から午前10時54分
2. 開催場所 壬生町役場 正庁
3. 出席委員 10人  
会長 10番 梁島 源智  
会長職務代理者 5番 篠原 正明  
委員 1番 刀川 正己、2番 大橋 好一、3番 高橋 敏男 4番 大関 孝男  
6番 高橋 宏治、7番 琴寄 成人、8番 清水 利通、9番 早乙女 誠
4. 参集推進委員  
感染対策のため、当面の間推進委員の出席は見合わせる。
5. 議事日程  
開 会  
議事録署名委員の指名  
会議書記の指名  
日程第1 会務報告について  
日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の件について  
日程第3 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の件について  
日程第4 議案第3号 壬生町農用地利用集積計画の件について  
日程第5 議案第4号 壬生農業振興地域整備計画変更の件について  
日程第6 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出の件について  
日程第7 報告第2号 農地法第5条の規定による届出の件について  
日程第8 報告第3号 農地法第3条の規定による許可処分の取消願の件  
について  
日程第9 報告第4号 農地法施行規則第53条の規定による届出の件について  
日程第10 報告第5号 農地改良に係る事前協議の件について  
その他  
閉 会
6. 農業委員会事務局職員  
事務局長 大垣仁美、農地調整係長 宇賀神 尚、局長補佐兼庶務係長 岡 洋子
7. 会議の概要  
令和3年2月19日（金）【午前10時開会】

- 局長 定刻になりましたので、第8回壬生町農業委員会総会を開会いたします。  
ただ今の出席委員は10名で、欠席委員はおりません。  
定足数に達しておりますので、本総会は成立いたします。

それでは、会長よりあいさつ並びに開会宣言をお願いいたします。

- 会長 あいさつ

- 局長 ありがとうございます。総会の議事進行につきましては、農業委員会総会規則第5条の規定により、会長をお願いいたします。

- 議長 それでは、壬生町農業委員会総会規則第19条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

- 議長 それでは、4番 大関孝男 委員、5番 篠原正明 委員をお願いいたします。なお、本日の会議書記には、事務局職員の岡局長補佐と宇賀神係長を指名いたします。

- 議長 それでは、日程第1の会務報告について、事務局長より報告をいたさせます。

- 局長 記載のとおり報告

会務報告を申し上げます。

議案書1ページから3ページをご覧ください。

先月より農業委員・農地利用最適化推進委員の皆様にご協力いただきました

「人・農地プランの実質化による話し合い」が2月18日をもちまして終了いたしました。第1回の壬生丁の話し合いについては先月の会務報告に掲載いたしましたので、第2回1月25日に下馬木公民館で開催されました西高野・壬生下馬木地区から最終日の2月18日羽生田集落センターで行われました羽生田地区の話し合いまでを記載しております。各開催日、参加者は掲載の通りでございます。また、発送の関係で先に印刷してしまったので、記載できなかったのですが、12日福和田、14日藤井、16日安塚、作日の羽生田においても梁島会長に出席いただいておりますことを合わせて報告いたします。延べ64人の方にご出席いただきました。大変お世話になり、ありがとうございました。

続きまして、

1月28日(木) 県常設審議委員会が護国会館で開催され、梁島源智会長が出席されました。

2月16日(火) 農地法第5条許可申請に伴う現地調査委員会が正庁及び現地に

において開催され、梁島源智会長・早乙女 誠農業委員・刀川正己農業委員、事務局から、宇賀神 尚係長と私が出席いたしました。

2月16日(火)農業振興地域整備計画変更に関する現地調査委員会が第3会議室において開催され、梁島源智会長・篠原正明職務代理・清水利通農業委員・琴寄成人農業委員・大関孝男農業委員、事務局から宇賀神 尚係長と私が、また、農政課から東川仁美係長・川又智裕主事が出席いたしました。

○議長 ただいまの報告について、何かご発言ございますか。

(発言なし)

○議長 特に発言がないようですので、以上で日程第1の会務報告を終わります。

○議長 それでは、日程第2の議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件について」を、議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をいたさせます。

●事務局 議案書の朗読と説明〔宇賀神農地調整係長〕

それでは、議案書4ページの議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の件についてご説明いたします。2/5(金)締切りの時点で、9件の申請がございました。議案に従いまして第1項から順にご説明いたします。

第1項

譲渡人 \_\_\_\_\_ 自作地 177㌥ 借受地 37㌥  
譲受人 \_\_\_\_\_ 自作地 148㌥ 借受地 33㌥

(土地の表示)

壬生町大字 \_\_\_\_\_ 畑 674㎡  
交換による所有権移転 稼動2人

第2項

譲渡人 \_\_\_\_\_ 自作地 148㌥ 借受地 33㌥  
譲受人 \_\_\_\_\_ 自作地 177㌥ 借受地 37㌥

(土地の表示)

壬生町大字 \_\_\_\_\_ 田 513㎡  
交換による所有権移転 稼動 2人

第3項

譲渡人 \_\_\_\_\_ 自作地 177㌥ 借受地 37㌥

譲受人 \_\_\_\_\_ 自作地 136㍍ 貸付地 14㍍

(土地の表示)

壬生町大字 \_\_\_\_\_ 田 975㎡

交換による所有権移転 稼働2人

第4項

譲渡人 \_\_\_\_\_ 自作地 136㍍ 貸付地 14㍍

譲受人 \_\_\_\_\_ 自作地 177㍍ 借受地 37㍍

(土地の表示)

壬生町大字 \_\_\_\_\_ 田 1120㎡

交換による所有権移転 稼働2人

第5項

譲渡人 \_\_\_\_\_ 自作地 186㍍ 借受地 19㍍ 貸付地 44㍍

譲受人 \_\_\_\_\_ 自作地 136㍍ 貸付地 14㍍

(土地の表示)

壬生町大字 \_\_\_\_\_ 畑 604㎡

交換による所有権移転 稼働2人

第6項

譲渡人 \_\_\_\_\_ 自作地 136㍍ 貸付地 14㍍

譲受人 \_\_\_\_\_ 自作地 186㍍ 借受地 19㍍ 貸付地 44㍍

(土地の表示)

壬生町大字 \_\_\_\_\_ 田 709㎡

交換による所有権移転 稼働3人

第7項

譲渡人 \_\_\_\_\_ 自作地 192㍍ 借受地 140㍍

譲受人 \_\_\_\_\_ 自作地 167㍍ 貸付地 26㍍

(土地の表示)

壬生町大字 \_\_\_\_\_ 畑 796㎡

売買による所有権移転 \_\_\_\_\_円 稼働2人

第8項

譲渡人 \_\_\_\_\_ 自作地 163㍍

譲受人 \_\_\_\_\_ 自作地 2㍍ 借受地 48㍍

(土地の表示)

壬生町 \_\_\_\_\_ 畑 105㎡  
売買による所有権移転 \_\_\_\_\_

円 稼働2人

第9項

譲渡人 \_\_\_\_\_ 自作地32㎡  
譲受人 \_\_\_\_\_ 自作地536㎡ 借受地31㎡ 貸付地103㎡

(土地の表示)

壬生町大字 \_\_\_\_\_ 田 1381㎡  
壬生町大字 \_\_\_\_\_ 田 690㎡  
合 計 2071㎡

売買による所有権移転 10aあたり \_\_\_\_\_ 円 稼働3人

以上、第1項から第9項につきまして、農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件、同第4号の農業常時従事要件、同第5号の下限面積要件について、申請書・添付書類・農地台帳等により確認しましたが、いずれも要件を満たしておりました。以上でございます。

○議長 それでは、第1項案件を議題といたします。

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 7番 琴寄成人 委員

●7番 琴寄成人 委員（1項の現地調査の結果並びに補足説明）

交換分合で関連しているので、1項2項を続けて報告します。

第1項の案件について、去る2月14日に譲渡人 \_\_\_\_\_ 氏 立会いのもと、刀川正己農業委員、賀長紀好農地利用最適化推進委員とともに現地調査を行い、周辺地域との関係について現地確認いたしましたので、報告いたします。チェックシートに従い、1番から7番の項目について確認しましたが、いずれも問題を生ずる恐れは無く、農地法第3条第2項第7号の地域との調和要件を満たしておりました。

第2項の案件についても去る2月14日に譲渡人 \_\_\_\_\_ 氏 立会いのもと、刀川正己農業委員、賀長紀好農地利用最適化推進委員とともに現地調査を行い、周辺地域との関係について現地確認いたしましたので、報告いたします。チェックシートに従い、1番から7番の項目について確認しましたが、いずれも問題を生ずる恐れは無く、農地法第3条第2項第7号の地域との調和要件を満たしておりました。

○議長 ありがとうございました。それでは、第1項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

- 議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第1号第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

- 議長 全員賛成ですので、議案第1号第1項は、原案のとおり決定いたしました。

- 議長 続いて、第2項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

- 議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第1号第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

- 議長 全員賛成ですので、議案第1号第2項は、原案のとおり決定いたしました。

- 議長 次に、第3項・第4項案件を議題といたします。

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

- 議長 7番 琴寄成人 委員

●7番 琴寄成人 委員 (3項の現地調査の結果並びに補足説明)

第3項の案件について、去る2月14日に譲渡人 \_\_\_\_\_ 氏 立会いのもと、刀川正己農業委員、賀長紀好農地利用最適化推進委員とともに現地調査を行い、周辺地域との関係について現地確認いたしましたので、報告いたします。チェックシートに従い、1番から7番の項目について確認しましたが、いずれも問題を生ずる恐れは無く、農地法第3条第2項第7号の地域との調和要件を満たしております。

次に、第4項の案件について報告します。

去る2月14日に、譲渡人 \_\_\_\_\_ 氏 立会いのもと、刀川正己農業委員、賀長紀好農地利用最適化推進委員とともに現地調査を行い、周辺地域との関係について現地確認いたしましたので、報告いたします。チェックシートに従い、1番から7番の項目について確認しましたが、いずれも問題を生ずる恐れは無く、農地法

第3条第2項第7号の地域との調和要件を満たしておりました。

○議長 ありがとうございました。それでは、第3項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第1号第3項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第3項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に、第4項案件を議題といたします。

○議長 ありがとうございました。それでは、第4項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第1号第4項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第4項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に、第5項・第6項案件を議題といたします。

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 7番 琴寄成人 委員

●7番 琴寄成人 委員 (5項の現地調査の結果並びに補足説明)

第5項の案件について、去る2月14日に譲渡人 \_\_\_\_\_ 氏立会いのもと、刀川正己農業委員、賀長紀好農地利用最適化推進委員とともに現地調査を行い、周辺地域との関係について現地確認いたしましたので、報告いたします。チェックシートに従い、1番から7番の項目について確認しましたが、いずれも問題を生ずる恐れは無く、農地法第3条第2項第7号の地域との調和要件を満たしておりました。

続いて、第6項の案件について、去る2月14日に譲渡人 \_\_\_\_\_ 氏立会いのもと、刀川正己農業委員、賀長紀好農地利用最適化推進委員とともに現地調査を行い、周辺地域との関係について現地確認いたしましたので、報告いたします。チェックシートに従い、1番から7番の項目について確認しましたが、いずれも問題を生ずる恐れは無く、農地法第3条第2項第7号の地域との調和要件を満たしておりました。

○議長 ありがとうございます。それでは、第5項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第1号第5項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第5項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 続いて、第6項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第1号第6項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第6項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に、第7項案件を議題といたします。

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 7番 琴寄成人 委員

●7番 琴寄成人 委員(7項の現地調査の結果並びに補足説明)

第7項の案件について、去る2月14日に譲渡人 \_\_\_\_\_ 氏立会いのもと、刀川正己農業委員、賀長紀好農地利用最適化推進委員とともに現地調査を行い、周

辺地域との関係について現地確認いたしましたので、報告いたします。チェックシートに従い、1番から7番の項目について確認しましたが、いずれも問題を生ずる恐れは無く、農地法第3条第2項第7号の地域との調和要件を満たしておりました。

○議長 ありがとうございます。それでは、第7項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第1号第7項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第7項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に、第8項案件を議題といたします。

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 1番 刀川正己 委員

●1番 刀川正己 委員 (8項の現地調査の結果並びに補足説明)

第7項の案件について、去る2月14日に譲受人 \_\_\_\_\_ 氏 立会いのもと、高橋敏男農業委員、川嶋敏雄農地利用最適化推進委員とともに現地調査を行い、周辺地域との関係について現地確認いたしましたので、報告いたします。チェックシートに従い、1番から7番の項目について確認しましたが、いずれも問題を生ずる恐れは無く、農地法第3条第2項第7号の地域との調和要件を満たしておりました。確認は取っていないのですが、譲渡人の \_\_\_\_\_ 氏 がお亡くなりになったと聞きました。その場合、どうなりますか。

●事務局 宇賀神農地調整係長

お話のとおり、譲渡人が \_\_\_\_\_ 日にお亡くなりになっています。許可申請書につきましては、それよりも前に出されていたものです。確認したところ、3条許可の申請後売主が死亡した場合、死亡した売り主と買い主の3条許可は有効であり、農業委員会が許可証を出すことは問題ないとのこと。売買許可については \_\_\_\_\_ 氏の相続人に引き継がれるということになります。法務局の所有権移転登記に関しては、死亡した \_\_\_\_\_ 氏から直接 \_\_\_\_\_ 氏へは移行しないので、 \_\_\_\_\_ 氏の相続人に相続がされた後 \_\_\_\_\_ 氏に所有権の移転となります。 \_\_\_\_\_ 氏に確認したところ、その旨理解されていまして、さらに \_\_\_\_\_ 氏の親族とも売買について話をし、了承し

ていると聞いていますので、今回予定通り議案として審議していただくこととしました。

○2番 大橋好一 委員

前回の総会の3条にこの土地ははいっていませんでしたか。

●事務局 岡局長補佐

亡くなられた\_\_\_\_\_氏が経営移譲年金を受給しており、それは後継者に農地の権利を移すことを条件として受給している年金です。その時点で\_\_氏に農地を売買してしまうと、経営移譲年金を受給できなくなりますが、再設定で後継者の方と10年以上の使用貸借の3条許可を得れば、その後農地の売買をしても年金に影響がない旨説明させていただきました。その後農地の売買となっているので、先月の3条にこの農地も入っていました。

○議長 ありがとうございます。それでは、第8項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第1号第8項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第8項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に、第9項案件を議題といたします。

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 3番 高橋敏男 委員

●3番 高橋敏男 委員 (9項の現地調査の結果並びに補足説明)

第7項の案件について、去る2月11日に譲受人 \_\_\_\_\_ 氏 立会いのもと、大橋好一農業委員、鈴木良一農地利用最適化推進委員とともに現地調査を行い、周辺地域との関係について現地確認いたしましたので、報告いたします。チェックシートに従い、1番から7番の項目について確認しましたが、いずれも問題を生ずる恐れは無く、農地法第3条第2項第7号の地域との調和要件を満たしておりました。

○議長 ありがとうございます。それでは、第9項案件について質疑に入ります。ただ

いまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第1号第9項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第9項は、原案のとおり決定いたしました。

---

○議長 次に、日程第3の議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請の件について」を、議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をいたさせます。

●事務局 議案書の朗読と説明〔宇賀神農地調整係長〕

それでは、議案書6ページの議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の件についてご説明いたします。2/5(金)締切りの時点で、1件の申請がございました。議案に従いましてご説明いたします。

第1項

譲渡人 \_\_\_\_\_

譲受人 \_\_\_\_\_

(土地の表示)

壬生町大字 \_\_\_\_\_ 畑 495㎡

資材置場を目的とした売買による所有権の移転

○議長 ただいまの事務局の説明に関連して、この件については去る2月16日の調査委員会において調査済ですので、第1項案件について、調査委員長の 9番 早乙女 誠 委員 から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

●9番 早乙女 誠 委員 (1項案件について報告)

議案第2号 農地法 第5条の規定による許可申請の件について、現地調査委員会の調査報告をさせていただきます。

現地調査については、2月16日(火)、私と 梁島 源智 会長、刀川 正己 委員、大垣 仁美 事務局長、宇賀神 尚 係長の5名で調査いたしました。

第1項案件についてご報告します。

申請地は、\_\_\_\_\_の南東に位置する農地で、立地基準は第2種農地に該当します。

事業計画書によると、譲受人は外構工事業を営んでおり、主に塀や門周り、駐車スペース等の工事を請け負っています。現在、資材置場を所有しておらず、自宅敷地内に保管せざるを得ない状況となっております。今後の事業展開を見据え、大型車両や重機の購入を予定しており、保管できる置場を整備する必要があることから、今回の申請に至っています。自宅から徒歩圏内にあり、面積および道路アクセスの面でも都合の良い申請地を最適地として選定したとのこと。給排水はなく、雨水は敷地内自然浸透処理の予定です。

事業資金 \_\_\_\_\_万円については自己資金で対応するため、金融機関の残高証明書が添付されております。

以上のことから、第2種農地であり、土地選定経過において第2種農地の許可基準にある非代替性が確認できるため、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題はないものと思われ、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第2号第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案2号第1項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

---

○議長 次に、日程第4の議案第3号「壬生町農用地利用集積計画の件について」を議題といたします。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の件について、事務局より説明をいたさせます。

なお、本案件には、利用権設定の(新規・賃借権)に\_\_\_\_\_委員が、(再設定・賃借権)及び(所有権移転)に\_\_\_\_\_委員が設定人となる事案が含まれており、農業委員会法第31条の規定により議事参与が制限されますので、当該事案の議事にあたり退席することとなります。それでは改めまして、事務局より説明をいたさせます。

●事務局 記載のとおり説明〔宇賀神農地調整係長〕

議案書7ページからの議案第3号 壬生町農用地利用集積計画の件について利用権設定各筆明細に従いましてご説明いたします。

最初に利用権の新規、賃借権分について  
議案書8～10ページのとおり、  
8件・40筆・面積合計が65,126.00㎡となっております。

次に利用権の新規、使用賃借権分について  
議案書11ページのとおり、  
4件・11筆・面積合計が14,499.00㎡となっております。

次に利用権の再設定、賃借権分について  
議案書12、13ページのとおり、  
10件・23筆・面積合計が61,849.00㎡となっております。

次に利用権の再設定、使用賃借権分についてご説明いたします。  
議案書14ページのとおり、4件・8筆・面積合計が8,932.00㎡となっております。

次に所有権移転分について  
議案書15ページのとおり、  
1件・1筆・面積合計が1,425.00㎡となっております。

以上、各案件は、農業経営基盤強化促進法第18条の各要件を満たしていると考えます。以上でございます。

○議長 ただいま事務局から説明のありました農用地利用集積計画の件の内、\_\_\_\_\_委員・\_\_\_\_\_委員が設定人となる事案を除き、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第3号「壬生町農用地利用集積計画の件について」の内、\_\_\_\_\_委員・\_\_\_\_\_委員が設定人となる事案を除き、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第3号「壬生町農用地利用集積計画の件について」の内、  
\_\_\_\_\_委員・\_\_\_\_\_委員が設定人となる事案を除き、原案のとおり決定いたしました。

○議長 ここで、\_\_\_\_\_委員に退席をお願いします。

(\_\_\_\_\_委員 退席)

○議長 先程、事務局から説明のありました農用地利用集積計画の件の内、\_\_\_\_\_委員が設定人となる事案について質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第3号「壬生町農用地利用集積計画の件について」の内、\_\_\_\_\_委員が設定人となる事案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第3号「壬生町農用地利用集積計画の件について」の内、  
\_\_\_\_\_委員が設定人となる事案について、原案のとおり決定いたしました。  
\_\_\_\_\_委員は、席にお戻りください。

(\_\_\_\_\_委員 着席)

○議長 次に、\_\_\_\_\_委員に退席をお願いします。

(\_\_\_\_\_委員 退席)

○議長 先程、事務局から説明のありました農用地利用集積計画の件の内、\_\_\_\_\_委員が設定人となる事案について質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第3号「壬生町農用地利用集積計画の件」の内、\_\_\_\_\_委員が設定人となる事案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

- 議長 全員賛成ですので、議案第3号「壬生町農用地利用集積計画の件について」の内、  
\_\_\_\_\_委員が設定人となる事案について、原案のとおり決定いたしました。  
\_\_\_\_\_委員は、席にお戻りください。

(\_\_\_\_\_委員 着席)

- 
- 議長 次に、日程第5の議案第4号「壬生農業振興地域整備計画変更の件について」を  
議題といたします。農用地区域の変更明細（他の土地利用目的をもつての除外）に  
ついて、事務局より議案の朗読と説明をいたさせます。

●事務局 記載のとおり説明〔宇賀神農地調整係長〕

それでは議案書16、17ページの議案第4号 壬生農業振興地域整備計画変更  
の件について、ご説明いたします。今回、1件の申請がございました。場所が大字  
\_\_\_\_\_の一部で、用途区分は農用地となっており、地目は台帳・現況と  
もに畑になります。面積は364.60平米、利用目的は分家住宅敷地となっております。  
利用予定者は\_\_\_\_\_・\_\_\_\_\_夫妻、現在の土地所有者は\_\_\_\_\_さんで、\_\_\_\_\_さん  
の母であります。  
説明は以上でございます。

- 議長 ただいまの事務局の説明に関連して、この件についても、去る2月16日の調査  
委員会において調査済ですので、農用地区域の変更明細（他の土地利用目的をもつ  
ての除外）について、調査委員長の7番 琴寄成人委員 から、現地調査の結果報  
告をお願いいたします。

●7番 琴寄成人 委員 標記の件について報告

議案第4号 壬生農業振興地域整備計画変更の件について、現地調査委員会の調  
査報告をさせていただきます。

現地調査については、2月16日（火）に、私と梁島 源智 会長、篠原 正明 職務  
代理、大関 孝男 委員、清水 利通 委員、大垣 仁美事務局長、宇賀神 尚 係長、  
農政課 東川 仁美 係長、川又 智裕 主事の9名で調査いたしました。

農用地区域の変更明細（他の土地利用目的をもつての除外）1番について、ご報告  
いたします。

申請地は、\_\_\_\_\_から南東へ約1キロメートルの所です。土地の所有者は

\_\_\_\_\_氏で、土地の利用予定者の\_\_\_\_\_・\_\_\_\_\_夫妻が分家住宅用敷地を目的とした除外の申し出となっています。\_\_\_\_\_夫妻は現在アパートに住んでおり、将来を見据え、住宅の建築を検討していましたが、所有する土地がなく、親族が所有する土地を複数検討していました。妻の母が所有する土地を提供してもらえることとなり

他に適した土地がないため、今回の申し出に至ったということです。

申請地が、周辺農地への影響が少ないこと、また、町水道に接続しており、雑排水については合併処理浄化槽で処理し、農地の集团的まとまりを阻害する状況にならないことから、今回の案件につきましては、農振法第13条第2項の規定にある

- ・農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって農用地区域以外に代替する土地がないこと
- ・農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れが無いこと
- ・農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼす恐れがないこと
- ・農用地等の保全又は利用上必要な施設の機能に支障を及ぼす恐れがないこと
- ・土地改良事業等が完了した年度の翌年度から起算して8年が経過していること等の農振除外の要件を満たしているものと思われまますので、調査委員会としましては、農用地区域除外はやむなしとなりましたので、ご報告いたします。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第4号「壬生農業振興地域整備計画変更の件について」、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第4号「壬生農業振興地域整備計画変更の件について」は、原案のとおり「適」回答として、町に意見を送付いたします。

---

○議長 次に日程第6の報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出の件について」、事務局より報告事項の朗読をいたさせます。

●局長 記載のとおり報告

報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出の件について」は、議案書の18ページから20ページの11件がございました。

内容については、記載されているとおり、いずれも相続による農地の所有権取得に伴う届出でございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しました。

○議長 ただいまの報告第1号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第1号を終わります。

---

○議長 次に、日程第7の報告第2号「農地法第5条の規定による届出の件について」、事務局長より報告事項の朗読をいたさせます。

●局長 記載のとおり報告

報告第2号「農地法第5条の規定による届出の件について」は、議案書の21ページの1件がございました。

これについては、市街化区域内農地の権利の移動を伴う転用届出であり、内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しました。

○議長 ただいまの報告第2号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第2号を終わります。

---

○議長 次に、日程第8の報告第3号「農地法第3条の規定による許可処分の取消願いの件について」事務局長より報告事項の朗読をいたさせます。

●局長 記載のとおり報告

報告第3号「農地法第3条の規定による許可処分の取消しの件について」は、議案書の22ページから25ページの1件がございました。

内容については記載のとおり、令和3年2月3日付で、\_\_\_\_\_氏より農地法第3条の規定による許可処分の取消願が提出されたため、同日付で書類を受理しました。詳細は担当係長より説明いたします。

●事務局 宇賀神農地調整係長

今回、取消願が提出された土地につきましては、平成\_\_\_\_\_日付で\_\_\_\_\_氏と\_\_\_\_\_氏の親子間での贈与による所有権移転を目的とした農地法3条の許可が出ておりますが、所有権移転登記を行わないまま、譲渡人であった\_\_\_\_\_氏が\_\_\_\_\_日に亡くなっております。当該地は譲受人であった\_\_\_\_\_氏の弟である\_\_\_\_\_氏の自宅の周りの土地であり、農地を管理する面でも\_\_\_\_\_氏が相続することが望ましいということから、3条許可の取消願が提出されております。今後、\_\_\_\_\_氏から\_\_\_\_\_氏への相続がなされる予定であります。

○議長 ただいまの報告第3号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第3号を終わります。

---

○議長 次に、日程第9の報告第4号「農地法施行規則第53条の規定による届け出の件について」事務局長より報告事項の朗読をいたさせます。

●局長 記載のとおり報告

報告第4号「農地法施行規則第53条の規定による届出の件について」は、議案書の26ページの1件がございました。

これについては、農地転用のための権利移動制限の例外規定に該当するものであり、内容については認定電気通信事業者による携帯電話無線基地局への転用届け出でございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により日付で書類を受理しました。

○議長 ただいまの報告第4号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第4号を終わります。

---

○議長 次、日程第10の報告第5号「農地改良に係る事前協議の件について」事務局長より報告事項の朗読をいたさせます。

●局長 記載のとおり報告

報告第5号「農地改良に係る事前協議の件について」は、議案書の27ページの1件がございました。

内容については記載のとおり、令和3年2月3日付けで、\_\_\_\_\_氏より農地改良に係る事前協議が提出されたため、同日付で書類を受理しました。詳細については担当係長より説明いたします。

●事務局 宇賀神農地調整係長 説明

場所は\_\_\_\_\_から約\_\_\_\_\_南に行った所にあり、\_\_\_\_\_氏が\_\_\_\_\_月に3条許可を受け、購入した畑になります。北側に隣接する宅地で\_\_\_\_\_氏の息子がレストランを開く予定で、そこで使う野菜を作る意向もあって、購入したようです。隣接する道路より低くなっており、表土も赤土で耕作に向かないことから、黒土を入れて農地として機能を向上させるため、今回の申請に至っています。

- ・工事期間 1ヶ月
- ・面積 \_\_\_\_\_㎡
- ・盛土の高さ 20cm

工事期間が6ヶ月以内、盛土する農地の面積が3,000㎡未満、盛土の高さが1m以内で、転用許可ではなく、事前届出の対象となっております。

○1番 刀川正己 委員

今回の届け出の場合等、隣地の同意書等はあるのか。

●事務局 宇賀神農地調整係長

申請書類の中に隣地の同意書は含まれていないので、同意書の提出は求めていません。

○1番 刀川正己 委員

許可申請の場合は。

●事務局 宇賀神農地調整係長

転用許可申請の場合は、通常の許可申請と同じように隣地の同意書を提出してもらうようにしています。

○議長 ただいまの報告第5号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第5号を終わります。

---

○議長 次に、その他の件を議題といたします。  
事務局から「その他」について説明をお願いします。

#### その他

●事務局 岡局長補佐 説明

- ・来月の総会終了後、農業委員・農地利用最適化推進委員に新庁舎建設の進捗状況の説明会を行う。(3/19：城址公園ホール)
- ・農業新聞普及拡大について  
10部以上獲得の委員⇒1万円の商品券  
5部以上獲得の委員⇒5千円の商品券  
上記の記念品代は全国農業会議からの獲得部数等に伴う賞金代より支出

#### 事務連絡

- 局長
- ・運営委員会での決定事項（局長報告）  
※農業委員会総会の日程について、町の行事や議会と重なってしまう場合以外は、原則として日程の変更はしないこととする。  
※検討すべき案件が生じた場合は、運営委員会に諮る。  
※現地調査の説明会議の際は（都合のつく限り）会長も出席する。

●事務局 岡局長補佐  
事務連絡

- ・農地の幹旋について  
大橋好一農業委員、川島敏雄推進委員の幹旋

対象地：	_____	田	4, 514㎡
	_____	畑	1, 381㎡
	_____	田	690㎡

・活動記録簿

令和3年度用⇒来月の総会で配布予定

2月分⇒本日分までを提出

3月分⇒3/26までに提出

・令和3年度農業委員会総会・現地調査予定表

新型コロナウイルス感染の状況により、推進委員の出席が可能になった場合は、予定表を再度配布

・全国農業新聞購読料

継続農業委員 購読料8,400円⇒2月分報酬より控除(3/15振込)

新農業委員 購読料4,200円⇒ “ ”

継続推進委員 購読料4,200円⇒2月分報酬より控除 “

新推進委員 購読料4,200円⇒2月分報酬より控除 “

○議長 ただいま説明のありました件について、何かご意見があれば事務局までご連絡ねがいます。

○議長 以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。他に、委員からご発言はありますか。

(発言なし)

○議長 よろしいですか。それでは、以上をもちまして、第8回壬生町農業委員会総会を閉会いたします。

【午前10時54分閉会】

議事録署名委員

議 長 \_\_\_\_\_

4 番 \_\_\_\_\_

5 番 \_\_\_\_\_

